

## 議案第43号

### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(26) 略

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき1,600円

イ 略

(28)～(37) 略

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施 1件につき1,050円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,200円

イ ア以外の場合 1回につき1,450円

(37の4) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施 1件につき3,550円

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(26) 略

(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき1,800円

イ 略

(28)～(37) 略

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき750円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき800円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(38)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施  
次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の  
右欄に定める額

区分	金額
1～11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項 第12号に掲げる講習	
(1) <u>道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法</u>	<u>1件につき6,450円</u>

(38)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施  
次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の  
右欄に定める額

区分	金額
1～11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項 第12号に掲げる講習（ <u>同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）	
(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u>	<u>1件につき5,100円</u>
(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	<u>1件につき2,250円</u>

第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対するもの

(2) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの

1件につき 2,900 円

13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの

ア 個人指導を含むもの

1件につき 7,950 円

イ ア以外のもの

1件につき 5,100 円

<u>13</u> 略	略
<u>14</u> <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	<u>1時間につき 2,250円</u>
<u>15</u> <u>道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u>	略

<u>(2)</u> <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	
ア <u>個人指導を含むもの</u>	<u>1件につき 4,450円</u>
イ <u>ア以外のもの</u>	<u>1件につき 2,250円</u>
<u>14</u> <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>	
<u>(1)</u> <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u>	<u>1件につき 5,800円</u>
<u>(2)</u> <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	<u>1件につき 2,350円</u>
<u>15</u> 略	略
<u>16</u> <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	略

(45の2) 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定め

(46)～(70) 略  
2 略

るもの 1回につき2,650円  
イ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家  
公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、公安  
委員会が定めるもの 1回につき1,800円  
(46)～(70) 略  
2 略

#### 附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第2条第1項第27号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。